

06 消費者力UP! 通信
総務課 消費生活相談窓口 ☎964-4400

相談事例 町役場を名乗る男から、「健康保険が過払いとなっており2万円余りの払戻しがあります。銀行に電話して対応してもらいます」と電話があった。さらに銀行員を名乗る男から、「手続きをするので、最寄りのコンビニに行ってください」と電話があったため、コンビニに行き、相手の指示どおりATM機を操作したら、犯人グループと思われる者の口座に現金99万9,000円が振り込まれ、騙し取られた。

アドバイス
・ATMを操作してお金が還付されることは絶対にありません。
・困ったとき、不審に思った時は、警察や消費生活センター等へ相談しましょう。

消費者ホットライン **188**(嫌や!イヤヤ!)
相談受付: 9時~17時
毎週月曜、第2・4金曜日は、専門相談員が対応



04 原付車両を買い替えたら
登録変更手続きを!
税務課 ☎964-4403



原動機付自転車・小型特殊自動車(トラクター・コンバイン等)を買い替えた場合や譲り受けた場合は、車両の登録変更の手続きが必要です。税務課 市民税係(軽自動車担当)で登録変更のお手続きをお願いします。

ご印鑑が必要です



07 安全協会みなみ
松山南交通安全協会 ☎958-6558

秋の全国交通安全運動

9月21日~30日

【スローガン】

反射材
自分をアピール
防ぐ事故



愛媛県では、歩行者、自転車、自動車等の運転者がお互いの立場を思いやる気持ちを基本に、それぞれの責任を自覚して、共に道路を安全・快適に利用する「シェア・ザ・ロード」の精神と、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進しています。

05 国民年金 後納制度利用は
平成30年9月30日まで!

後納制度とは、過去5年間の国民年金保険料(未納分)を納付することができる仕組みです。年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が、年金受給資格を得られる場合があります。後納制度は平成30年9月30日をもって終了しますので、利用希望の方は、平成30年9月28日(金)までに松山東年金事務所手続きをお願いします。

! 主な注意点!

- ・全額免除や学生納付特例の承認を受けた期間は、「追納制度」をご利用ください。
- ・60歳以上で、老齢基礎年金を受給している人は申込みできません。

お問い合わせの際は、基礎年金番号をご用意ください。
松山東年金事務所 ☎946-2146
東温市市民課 ☎964-4471
国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050



02 営農再建支援相談窓口の
設置について

被災された農家の人が、営農を再開するために利用可能な補助事業の紹介や営農を継続するための技術支援、農業経営の再建に向けた支援など、様々なご相談にワンストップ窓口で対応いたします。相談時間は、平日の8時30分から17時15分までです。

- ▶相談窓口の電話番号
- ・県庁農産園芸課 ☎912-2557
 - ・農業革新支援グループ ☎912-2558
 - ・中予地方局産業振興課 ☎909-8761

- ▶主な相談内容
- ・営農再開に向け利用が可能な支援事業の紹介
 - ・事業申請等事務手続きのサポート
 - ・農地、農道の復旧対策
 - ・農業経営の再建支援 他

03 エコドライブ講習受講者募集!
環境保全課 ☎964-4415

専門インストラクターによるエコドライブ講習会を開催します。エコドライブとは、環境負荷の軽減に配慮した自動車の運転方法で、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につながる「運転技術」や「心がけ」です。安全運転により交通事故の減少にも効果があります。家計にも地球にも優しいエコドライブ、この機会にぜひ体験してみませんか?

参加ご希望の方は、講習内容(A講習・B講習)と日程を選び、下記の要領でお申込みください。
B講習受講者には交通エコロジー・モビリティ財団公認の修了証をお渡しします。

- ▶申込締切 10月1日(月) ▶受講料 無料(応募多数の場合は抽選)
- ▶申込方法 FAX(964-4447)またはメール(kankyohozen@city.toon.ehime.jp)
※氏名・住所・電話番号・講習内容(A講習・B講習)・日程をお知らせください。
※市ホームページに申込用紙を掲載していますのでご利用ください。

- ▶当日持参物 A講習: 筆記用具
B講習: 筆記用具・運転免許証/運転にふさわしい服装、できればスニーカー
- ▶その他 当日は10分前にお越しください。(駐車場あり)悪天候の場合は延期する場合があります。(小雨決行)

講習内容		場 所	日程と定員 ※日程の番号をお伝えください。			
A講習	座学講義のみ(1時間) 運転講習なし	市役所4階(大会議室)	10月16日(火)		10月17日(水)	
			①午前 10:00~11:00 50人	②午後 13:30~14:30 50人	③午前 10:00~11:00 50人	④午後 13:30~14:30 50人
B講習	座学講義+ 運転講習(3時間) ※AT車使用	あいしょく ドライビング スクール (野田2丁目11-1)	10月30日(火)		10月31日(水)	
			①午前 10:00~13:00 6人	②午後 14:00~17:00 6人	③午前 10:00~13:00 6人	④午後 14:00~17:00 6人

01 東温市奨学金基金
寄附金の募集
学校教育課 ☎964-4420

東温市では、学業成績優秀でありながら、経済的な理由により就学が困難な人に対して奨学金を給付しています。奨学金は、市民の皆さんからの善意の寄附を原資として積み立てられた基金で運用されています。奨学金を一人でも多くの子どもたちに活用していただくために、皆様からのご寄附をお願いいたします。

- ▶募集期間 随時
- ▶金額 いくらでも結構です。
- ▶寄附金控除 年間2千円を超える額については、個人住民税と所得税の寄附金控除の対象になります。
- ▶申込方法 寄附申出書を提出していただきます。市ホームページからダウンロードしていただくか、学校教育課までご連絡ください。ご寄附の方法などを案内させていただきます。



見学会
申込締切
9月28日

08 校区外就学対象学校の見学会を開催します
〒791-0292 東温市見奈良530番地1 東温市教育委員会 学校教育課 学事係
☎964-4420 Fax964-4449 メール gakkokyoiku@city.toon.ehime.jp

通学する小学校は、現住所に基づいて決定されますが、「指定の小学校よりも小規模な小学校へ就学したい」という希望がある場合は、対象の小学校への就学を選択できる「校区外就学制度」を利用することができます。10月中旬に対象小学校の見学会を開催しますので、上記連絡先へお気軽にお申し込みください。

上林小学校

児童数29名
《見学会》10月30日(火) 9時受付
より高い目標に向け努力できる地域の宝“上林っ子”を育てています。



東谷小学校

児童数23名
《見学会》10月10日(水) 8時45分受付
児童一人一人の活躍の場を保障し、表現力や自己有用感を育む教育を行っています。



西谷小学校

児童数49名
《見学会》10月25日(木) 9時受付
家庭や地域社会と連携・融合を図りながら「息の合った教育活動」を推進しています。



09 就学時の健康診断を受けましょう！
学校教育課 ☎964-4420

就学時の健康診断は、学校保健安全法により義務付けられていますので、必ずお受けください。詳細は、お子さんの就学予定校である指定校より、9月以降順次ご案内します。

- ▶対象者 平成31年4月に小学校へ入学する児童(平成24年4月2日から平成25年4月1日生)
- ▶留意事項
 - 住所地の学校が行う日に診断が受けられない場合は、住所地以外の学校で受診します。当日受けられない理由と希望日(学校名)を指定校に連絡してください。
 - 引越しや校区外就学のため、指定校以外に入学を希望する場合は、事前に学校教育課へ連絡してください。
- ▶問い合わせ 学校教育課または指定校
- ▶実施場所・時期(実施は午後の予定)

住 所	実施予定日	指定校	連絡先
山之内、樋口、横河原、志津川、西岡の一部、見奈良の一部	10月12日(金)	北吉井小学校	☎964-2119
河之内、則之内の一部、明河、滑川	10月16日(火)	東谷小学校	☎960-6711
則之内の一部、井内	10月25日(木)	西谷小学校	☎960-6411
下林、上村	10月30日(火)	拝志小学校	☎964-2015
上林	11月9日(金)	上林小学校	☎964-3574
西岡の一部、見奈良の一部、田窪、牛淵、南野田、北野田、野田(1~3丁目)	11月15日(木)	南吉井小学校	☎964-3504
松瀬川、北方、南方、吉久	11月27日(火)	川上小学校	☎966-2021

まちに欠かせない建物や公共インフラについて知るページです。

発見 まちのなるほど

9月は屋外広告物適正化旬間です

国土交通省では、9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」としています。

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するものです。

東温市内での屋外広告物の表示・設置には、愛媛県屋外広告物条例に基づき許可が必要です。

Q1. 屋外広告物を表示・設置できない地域・物件がありますか？

道路の路面上、学校や図書館、公民館、体育館、古墳、墓地、信号機、石垣などがあります。

Q2. 許可申請の必要がない広告物がありますか？

法令の規定により表示するものや国、地方公共団体または公共的団体が公共的目的をもって表示し、または設置するもの、冠婚葬祭または祭礼等のため、一時的に表示し、または設置する広告物などがあります。



屋外広告物の一例

※今回ご紹介したのは一部であり、設置する屋外広告物の種類によっても許可基準がありますので、詳しくは建設課用地管理係へお問い合わせください。

水道課からのお知らせ

水道事業運営委員会を開催

7月18日に、第1回水道事業運営委員会を開催し、加藤市長から同委員会に対して、「東温市水道料金の適正化の検討について」諮問しました。



水道メーターの交換

水道のメーター(量水器)は、計量法の規定により8年ごと(検定満期といいますが)に交換することになっており、東温市でもこれに基づき定期的な交換作業を行っています。



交換は、10月頃から水道課が委託した業者が「水道メーター取替のお知らせ」を事前に配布したうえで、無料で行います。その際、市が発行する身分証明書を携帯していますので、不審な場合はご確認ください。

交換中は、短時間ですが一時的に水が使えなくなります。また、ご不在の場合でも交換させていただきます。

交換後、一時的に空気・濁り水等が蛇口から出ることがありますので、使い始めに少し水を流して状態を確認してからご利用ください。

☎水道課 ☎964・4416

【お詫びと訂正】7月検針時に対象者へ配布しました文書に一部誤りがありましたので、お詫びして訂正させていただきます。
誤 平成30年10月頃から平成30年3月頃の実施
正 平成30年10月頃から平成31年3月頃の実施